

令和3年第2回神崎町議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年3月11日(木曜日) 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第15号 令和3年度神崎町一般会計予算
日程第2 議案第16号 令和3年度神崎町国民健康保険事業特別会計予算
日程第3 議案第17号 令和3年度神崎町介護保険事業特別会計予算
日程第4 議案第18号 令和3年度神崎町後期高齢者医療特別会計予算
日程第5 議案第19号 令和3年度神崎町水道事業会計予算
日程第6 発議案第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を
求める意見書について
日程第7 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	椿	等	君	2番	大原	秀雄	君
3番	高柳	智	君	4番	荒井	葉一	君
5番	鈴木	節子	君	6番	木内	直樹	君
7番	石橋	伸一	君	8番	高橋	正剛	君
9番	石井	正夫	君	10番	寶田	久元	君

欠席議員(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	椿 等 君		
教育長	椿 勇 君	総務課長	久保木豊吉 君
総務課主幹	石井 達矢 君	町民課長	浅野 憲治 君
まちづくり課長	金田 智 君	まちづくり課担当課長	鈴木 信成 君
保健福祉課長	廣瀬 裕 君	教育課長	平野 悟 君
会計管理者(出納室長)	明石 かほ 君		

職務により出席した者

事務局長	高橋 誠一 君	書	記	花嶋 三永 君
------	---------	---	---	---------

◎開議の宣告

○議長（石橋 伸一君） こんにちは。皆様、ご苦勞様です。3日に引き続き、会議を再開します。

ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午後1時30分)

○議長（石橋 伸一君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議長からお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

去る3月3日、議案を提出いたしました、更に可決をいただいた議案第14号 令和2年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明に、一部齟齬がありましたので、訂正をさせていただきます。

最初に、歳入予算補正の内容説明を次のとおり訂正いたします。

1款、保険料182万8,000円を減額、2款、支払基金交付金1,349万4,000円を増額、3款、国庫支出金1,168万4,000円を増額、4款、県支出金718万円を増額、6款、繰入金1,410万円を増額するものであります。

次に、歳出予算補正の内容説明を次のとおり訂正いたします。

3款、地域支援事業費434万円を減額するものであります。

以上、訂正させていただきます。

◎日程第1 議案第15号～日程第5 議案第19号の質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第1 議案第15号から日程第5 議案第19号の審議を行います。

令和3年度神崎町一般会計予算、3特別会計予算及び水道事業会計予算については、3日に一括上程され、4日と5日に各常任委員会で審査をしていますので、各常任委員会が担当した部門ごとに審議を進めたいと思います。

最初に、総務文教常任委員会委員長より総括質問の申し出がありますので、これを

許します。

3番 高柳総務文教常任委員会委員長。

○3番 総務文教常任委員長（高柳 智君） 去る3月4日、町長をはじめ執行部の方々の出席をいただきまして、総務文教常任委員会の所掌に関します当初予算の審議を行いました。

その結果、総括質問がございますので、今から質問させていただきます。課ごとに申し上げます。

まず、総務課です。

防犯カメラの設置事業について、詳細を教えてください。

新地方公会計システムとはどのようなものでしょうか。また、これは職員ではできないものなんでしょうか。

P C B測定委託料とはどのようなものでしょうか。

新型コロナウイルス減収補てん交付金の詳細を説明してください。

地方交付税が2,000万円増えておりますが、その要因を説明してください。

自主防災組織補助金の詳細を説明してください。

続きまして、町民課です。

戸籍改修システムの詳細を説明してください。

マイナンバーカードが普及しておりませんが、どのような理由が考えられるでしょうか。

ごみ袋の販売が増えておりますが、その理由は何が考えられるでしょうか。

新焼却場の選定に係る進捗状況はどうなっておりますか。

歳入で、町税が減っている理由を説明してください。

滞納処分手数料を説明してください。

特別会計です。

令和3年度から国保税を引き下げるが、その内容を説明してください。

健診受診者特典クーポン券の利用率はどのくらいでしょうか。

後期高齢者医療で支出総額で190万円ほど増えておりますが、その理由を教えてください。

最後に、教育委員会でございます。

社会科副読本の改訂はどのようなものでしょうか。

教育支援体制で、I C T支援とはどのようなものでしょうか。

香取地区のオリンピック聖火リレーの詳細が決まったと聞いております。詳細を説

明してください。

G I G Aスクールでタブレットはどのような活用方法を考えているのでしょうか。

就学支援事業の扶助費の詳細を説明してください。

学校給食の対象者数と、食材1人当たりの単価はどのくらいでしょうか。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） これより答弁を求めます。久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 総務文教常任委員会の総括質問の総務課所管分について、ご回答させていただきます。

まず、防犯カメラのご質問について、千葉県では、犯罪が起こりにくい環境づくりのため、市町村等が行う防犯カメラの設置事業に対しまして、防犯カメラ等設置事業補助金というものが交付されます。本町におきまして、この補助金を活用して、令和3年度から新規の補助事業を実施したいと考えております。

この町事業の補助対象となりますのは、自治体等が設置します防犯カメラでありまして、カメラを設置することの表示を行うことや、カメラのアンクルについて、公道等を半分以上映す、こういった諸条件というものがございます。

補助金の金額につきましては、設置に係る実費、カメラ代であるとか画像の保存装置、こういったものの初期投資分の3分の2を補助いたします。残り3分の1につきましては、設置者個人のほうの負担になります。

補助金の限度額については、40万円ということになります。

なお、3年度につきましては、町のほうでは10基分を予算化しております。

続いて、新地方公会計システムのご質問について、お答えいたします。

総務省から、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されまして、平成28年度からこの基準による貸借対照表などの財務書類を作成し、公表しております。

この書類の作成につきましては、複式簿記等の専門的な知識が必要でありまして、また、マンパワーの不足等によりまして、完成までに多くの時間が必要な上、内容の分析、また活用が十分に行えないというようなことが現状でございます。

そこで、現行の財務会計システムから、必要な決算データ等を取り込んで、国統一基準の財務書類を作成する新地方公会計システムを導入するとともに、その作成支援の委託を行うというものでございます。これによりまして、書類の作成だけでなく、内容の分析・活用が行え、今後の財政運営の指針に生かしたいと考えております。

続いて、PCB測定委託料についてのご質問にお答えいたします。

高圧電気設備で製造年が古い変圧器であるとかコンデンサーなどの絶縁油にPCB（ポリ塩化ビフェニル）という化学物質が使用されているものがございます。このPCBには毒性が報告されておりまして、国の指導で、使用機器にあつては適正な処分を行うように求められております。

PCBには、高濃度のものと低濃度のものがございます。高濃度のPCBに関しましては、令和3年度中に処分するという必要が示されております。これよりまして、PCBが含まれている可能性がある機器の使用調査を実施した上で、該当する場合は機器の交換を行わなければなりません。

この調査が必要な施設としましては、本町においては役場庁舎、それからわくわく西の城、神崎中学校、神崎保育所、野球場というような施設になりますけれども、調査経費の予算につきましては、各施設ごとの管理費に計上してございます。

なお、コンデンサーなどの一部の機器の測定のために、当該一部に穴を空けて測定するというような必要がございます。その機器につきましては、交換も併せて行う予定でございます。

次からの回答につきましては、主幹のほうから答弁させていただきます。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） それでは、総務課関係4番目のご質問でございます。新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金の詳細ということでございます。

この交付金につきましては、地方税法の特例による固定資産税の減収額を補填するため、新たに交付されるものでございます。

地方税法の特例の主な内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少し、厳しい経営状況にある中小事業者等に対しまして、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額を2分の1または0とするものでございます。売上高が前年と比べまして30%以上50%未満減少の場合ですが、2分の1となります。50%以上減少の場合はゼロということでございます。

令和3年度の影響ですが、事業用家屋につきましては1,000万円ほど、償却資産につきましては200万円ほど、合わせまして1,200万円となる見込みでございます。

この特例により減収となる金額につきましては、全額この交付金で補填されるということになります。同額の1,200万円を新年度の歳入予算に計上してございます。

続いて、5番目でございますが、地方交付税が2,000万円増えていると。その要因ということでございます。

普通交付税の基準財政需要額の算定項目に、新たに地域デジタル社会推進費が創設されたことによる増額が主な要因となります。地域デジタル社会推進費と申しますのは、光ファイバーの全国的な展開や、5Gサービスの開始など、情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、これらを基盤に全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を推進するためのものとされております。

なお、国が定めております令和3年度の地方財政計画の中で、この地域デジタル社会推進費は、令和3年度と4年度の臨時費目としまして、各年度2,000億円程度の予算が計上されておるところでございます。

続いて6番目、最後でございますが、自主防災組織補助金の詳細についてのご説明をさせていただきます。

自主防災組織と申しますのは、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の精神に基づきまして、地域住民が自主的に結成していただきます防災活動を行う組織というものでございます。

千葉県では、地域防災力の向上を図るため、市町村が行う自主防災組織に対しての助成事業に対しまして、地域防災力向上総合支援補助金が交付されておまして、この補助金を活用しまして、自治会等の自主防災組織に対して防災用資機材の購入に係る補助金を交付するというものでございます。

対象となる資機材等につきましては、一例としまして、防災倉庫や簡易トイレ、リヤカー、ヘルメットなど、活動に必要な物品ということでございます。

補助金額ですが、100世帯以下の組織は10万円を限度とし、100世帯を超える組織に対しては、1世帯当たり1,000円を限度としました定額補助といたします。令和3年度では、およそ世帯数としまして700弱程度を見込みまして、予算を計上してございます。

なお、県の補助金を活用すると申し上げましたが、県から町に対する補助金の補助率につきましては、町の補助額の2分の1ということでございます。

総務課関係は以上です。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 私のほうからは、町民課関係の質問にお答えいたします。

まず、1つ目の戸籍改修システムの詳細をご説明してくださいというご質問ですが、戸籍情報システム、戸籍を電算化したシステムですが、その中に戸籍の附票、戸籍に付随して住所地を記録した票がありますが、その戸籍の附票とマイナンバーを紐づけるための作業です。戸籍の附票に新たに符号番号をつけるというものです。

マイナンバーカードにつきましては、住民記録、住民票と連動していますが、海外転出者については住民登録はなくなります。海外転出した方にも引き続きマイナンバーカードを使用することができるように、戸籍の附票とマイナンバーを結ぶための改修となります。

今後は、戸籍の附票に現在は記載されておられませんけども、性別、生年月日を追加することが予定されており、将来、戸籍との連携も可能になります。それにより、市区町村における戸籍証明書の発行業務の負担軽減や、本籍地が遠くにある方でも近くの市町村で戸籍証明書の請求が可能になることを目指しております。

次に、マイナンバーカードが普及しないが、どのような理由が考えられますかというご質問です。

町では、マイナンバーカードを利用して、コンビニで住民票と印鑑証明書を取得できるサービスを行っております。政府においても、マイナポイントなど、カード取得のメリットをPRしておりますが、マイナンバーカードを日常で使用することは、まだほとんどない状態です。マイナンバーカードの健康保険証としての利用も、この4月から始まります。今後、行政のデジタル化が進み、マイナンバーを使用する頻度が高くなるにつれ、普及率も伸びてくると思われまます。

神崎町にあつては、2月末現在で取得率が26.5%で、交付枚数は1,599枚となっております。この率ですが、県内の町では3番目に高い率となっております。

今後も、取得申請の問合せに対応して、申請書、申請案内の発行や、申請から交付までの流れを説明する等、取得率の向上に努めてまいります。その一環として、年に数回ではありますが、休日交付を実施しております。

続きまして、ごみ袋の販売が増えている理由は何かというご質問です。

これにつきましては、販売店で販売しておりますので、明確な理由というのは分かりません。しかし、昨年新型コロナウイルス感染症予防のため、外出自粛期間が長く、在宅期間が増え、テレビ等でも巣ごもり時間の有効利用ということで室内の整理等がクローズアップされたことや、お昼ご飯も含めて家での食事回数が増えておりますので、そういった関係でも、ごみ袋の需要が増えたものと推測されます。

続きまして、新焼却場の選定に係る進捗状況はどうなっておりますかというご質問です。

新施設の建設候補地に係る調査及び検討を行い、その結果を管理者に報告することを目的に、令和2年6月1日に一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会が設置されました。

委員は、学識経験者及び専門知識を有する者、構成市町から推薦を受けた住民代表者、及び環境主管課長の計10名です。一般公募及び香取広域市町村圏事務組合から抽出された候補地から、法律的・物理的制約、比較項目、評価基準に基づき、本委員会で第1次選定から第3次選定まで行いました。現段階では、第3次選定の結果内容と報告書の原案の協議までとなっております。

今後、令和3年3月以降に最終の報告書を協議した後、管理者に報告を行います。また、地域住民説明や用地測量など、様々な段取りを経た後、令和9年度から建設工事に着工し、令和13年度から新施設の稼働を予定しております。

続きまして、町民課税務のご質問ですが、1番目、歳入で町税が減っている理由を説明してくださいというご質問です。

令和3年度当初予算において歳入が減っている原因としては、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、緊急事態宣言などによる行動自粛などの影響により業績不振となった事業所に解雇された方々が多く、住民税などの収納率が落ち込むことが予想されます。全国知事会からの報告で、令和3年度予算・税政等については、例年の約8%程度減収になるのではないかと報告がありました。そちらの資料を基に令和3年度は見込んだ形で、住民税を算出しております。

また、前述の感染症の影響により一定程度、減収となった中小企業については、減収率によってですが、事業用の家屋及び償却資産に係る固定資産税が令和3年度に限り2分の1もしくは全額減免となります。これについては、提出期限は過ぎておりますが、今現在で減免の申請が上がっているものが、家屋、償却両方があるものが7件、家屋のみが3件、償却資産のみが7件。合計しますと、全額免除が9件、2分の1免除が8件の申請が上がっております。その他、法人税においても、町内事業所数社に確認したところ、例年の六、七割との話を聞いております。

これを参考に、通常であれば直近3年間の実績平均の7割で予算計上しているところですが、令和3年度にあつては7割から6割に減らして、法人税を見込んでおります。

なお、住民税については、令和2年中、昨年中の離職者、後半にかけてだんだん多くなってきましたことから、実質的に更に大きな影響が出るのは令和4年度ではないかと考えております。

続きまして、滞納処分手数料はどのようなものか説明してくださいというご質問です。

以前から、インターネット公売及び差押え物品の運搬料として予算措置をしていた

ものに、令和3年度、新たに相続財産管理人（特別清算人）を申し立てるための費用を措置いたしました。これは、相続放棄により、相続人不在者または閉鎖法人などが所有している固定資産を処分するに当たり、利害関係人である町が家庭裁判所に対して相続財産管理人を申し立て、家庭裁判所が選任しますが、被相続人等が所有していた相続財産（固定資産）を売却することにより、本町における滞納となった税金の精算と、今後発生する固定資産税をなくすための措置となります。

予算の使途としましては、選任の申立てに係る予納金が、通常20から100万円程度かかるとされております。一般的に相続財産管理人は弁護士が選任されるということです。また、この申立ては官報に掲載されるため、官報広告費と収入印紙代、切手代等が含まれております。

なお、令和2年度はインターネット公売、事務所公売を実施しております。今年6件のうち2件が落札されております。落札額は124万円でした。インターネット公売での落札はありませんでした。

なお、先ほど説明しました予納金ですけれども、その目的ですが、売却した資産の中から、相続財産管理人へ通常、支払われる報酬があるんですが、それに不足が生じた場合に、その予納金から充当されるというものであります。ですので、返還されないケースもありますので、資産価値を確認の上、精算事務を確実に行いたいと思います。

また、一時的に町からの支出が発生しますが、先ほども言いましたけど、それ以後、新たな課税が発生することはないと、また、空き家として放置されることがなくなりますので、空き家対策も含め、まちづくりのために有効な手続ではあります。

続きまして、特別会計のほうですが、令和3年度から国保税を引き下げることですけれども、その内容を説明してくださいという質問です。

今回の税率改正は、近年の医療費の動向や被保険者数の推移、国民健康保険特別会計の決算状況等を勘案して、国民健康保険加入者の税負担の適正化のために、神崎町国民健康保険事業の運営に関する協議会で審議し、昨年12月議会で承認をいただいたところです。

改正内容につきましては、世帯別の平等割、1軒当たりにかかる平等割ですが、2万5,000円を3,000円引き下げ、2万2,000円に、それと頭数、均等割を2万6,000円から4,000円引き下げ、2万2,000円とするものです。これについては、コロナ禍で疲弊する生活が続く中で、国保加入者全員が減額対象となる税率改正となっております。

なお、軽減等を考慮しないで、標準的な親子4人で想定した場合、所得の変動等は

除いて、今回の税率改正で影響を受ける額は、親子4人世帯で年間で1万9,000円減額になるということです。

続きまして、健診受診者特典クーポン券の利用率はどのくらいですかというご質問です。

平成29年度より実施しております本事業は、健診の受診者及び人間ドックの受診者に、道の駅で利用できる飲物券を配布するものです。ご質問の、クーポンの利用率についてですが、まず特定健診のほうですが、平成29年度実績で利用率24%、30年度実績で29%、元年度実績で37%と、順調に伸びてきているような推移です。なお、令和2年度につきましてはまだ途中でありますので、今後、率のほうは算出いたします。

続きまして、高齢者の健康診査の部門ですが、こちらのクーポン利用率ですが、29年度が26%、30年度が30%、元年度が31%となっております。なお、受診率については、元年度は全体で40.3%の受診率となっております。

最後になりますが、後期高齢者医療で支出総額で190万円増えているが、その理由は何かというご質問です。

予算書でいいますと154ページになりますが、後期高齢者広域連合納付金というのがございます。こちらが前年度比で187万3,000円増加しているのが主な要因です。

この後期高齢者広域連合納付金とは何かといいますが、高齢者の医療の確保に関する法律第105条に規定する、徴収した保険料、延滞金及び低所得者に対する保険料軽減分、一般会計からの繰入金ですが、そういったものを千葉県後期高齢者広域連合に納付するものです。後期高齢者の増加により、保険料が増加しておりますので、それに合わせて連合会への納付金が増えたということです。

後期高齢者医療に関しましては、県の広域連合で実質的には運営しております。町では各種手続だつたりを委託されて行っており、入ってきた後期高齢者の保険料についても、町を経由して広域連合に納める形となっております。

以上であります。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 教育委員会所管のご質問にお答えいたします。

まず最初に、社会科副読本の改訂はどのようなものかというご質問になりますが、小学校の3年生、4年生に、社会科学習の一環として、自分たちの住んでいる町、神崎町をよく知ってもらおうと、「わたしたちの神崎町」と題して、平成16年に発刊されました。

内容は、学校の周りの様子や移り変わり、神崎町の農業・工業・商業・水道・ごみ

の処理・昔の暮らし・地元の祭りなどがカラー刷りで90ページにわたり掲載されているものでございます。発刊以降、4年から5年のサイクルで改訂され、前回は平成29年3月に改定されているため、令和3年度で交通事故や火災発生などの統計資料、それと社会資本の変化に関わる内容等の見直しを行う計画でございます。

改訂に当たっては、前回同様、小学校・中学校の先生方をメインに、6名程度で社会科副読本改訂委員会を組織して、編集作業を行いたいと思っております。自分たちの住む郷土についてよく理解し、子どもたちが楽しく学んでいただけるように改訂していきたいと考えております。

続きまして、教育支援体制で、ICT支援とはどのようなものですかの質問についてお答えいたします。

最初に、ICTとは、Information and Communication Technologyの頭文字を取った言葉で、日本語では「情報通信技術」と訳されています。

令和2年度で購入していますGIGAスクール構想のタブレット型コンピューターが、令和3年度から実際の活用が始まりますので、その情報端末を活用した事業が円滑に進むように支援を行っていきます。

主な業務内容は、授業計画の作成支援、機器の準備や操作支援、メンテナンス支援、研修支援等の業務を想定しています。直接、児童・生徒に対して授業は行いませんが、授業中、機器の操作や導入しているソフトの使い方などについてサポートをしてもらい、日常的な教員のICT活用を支援することを考えております。

続きまして、香取地区のオリンピック聖火リレーの詳細な説明をしてくださいという質問になります。

昨年、2020年から開催が1年延期になり、千葉県におけるオリンピック聖火リレーは、今年の7月1日から7月3日までの期間で行われます。そのうち、香取市小野川沿いでは、7月2日金曜日午後1時から、舟により小野川を走行することとなっております。

神崎町からは現在、神崎中学校3年生の毛内颯輝君がランナーとして参加いたします。その他の詳細については、関係者会議の情報とされておりますので、報道発表以上の説明は、申し訳ありませんが、控えさせていただきたいと思っております。

なお、新型コロナウイルスへの感染対策を含めたオリンピック聖火リレーの運営方法が組織委員会から公表されており、入場管理や規模の縮小などが今後、検討される予定になっております。

続きまして、GIGAスクールでタブレットはどのような活用を考えているのかの質問にお答えいたします。

タブレットの活用については、教室内の授業において、イラストや写真などを活用し、子どもたちの興味や関心を高める一斉学習、一人一人の学習の習熟の程度に応じた学習や、インターネットを用いた情報収集など、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進路で学習することが容易な個別学習、児童・生徒同士による意見交換や発表など、お互いを高め合うグループ学習を実践していくことを想定しております。また、カメラ機能を活用し、運動機能の習得や植物の観察などにも使用し、学習内容の理解に役立てていきたいと考えております。更に、従来の紙ベースのドリルやプリントなどが導入されている学習支援ソフトを活用し、基礎学力の定着を図ってきたいと考えております。

これらの学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成し、主体的・対話的で深い学びの実現に取り組むことといたします。

続きまして、就学支援事業の扶助費の詳細を説明してくださいとの質問に対しては、経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学援助費を交付しております。令和元年度実績で、対象者16名に38万3,630円を支給いたしました。

支給対象となる経費は、学習に必要な物品の購入等に関わるもので、学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費または入学準備学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費、部活動費と定めております。新入学児童生徒学用品費と、入学準備学用品費は、入学の前後どちらかに支給するかで項目が変わってございます。

支給額については、県の基準を準用しており、学用品費は、小学校1万1,630円、中学校2万2,730円。通学用品費は2,270円。新入学児童生徒学用品費または入学準備学用品費は、小学校5万1,060円、中学校6万円。校外活動費のうち宿泊を伴わないものは、小学校1,600円、中学校2,310円。宿泊を伴うものは、小学校3,690円、中学校6,210円。部活動費は1万円を上限として支給しています。また、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費については実費相当額を支給していますが、学校給食費は、無償化により現在は就学支援の項目からは支給はしていないような状況でございます。

続きまして、学校給食の対象者数と、食材1人当たりの単価はどのくらいですかのご質問についてお答えいたします。

令和3年度の町内3校の喫食予定数は、神崎小学校が200名。内訳といたしまして、

児童が178名、教職員が22名。米沢小学校が54名。内訳は、児童40名、教職員が14名。中学校が141名で、生徒が119名と教職員22名。最後に、給食センター10名で、合計で405名となっております。

令和3年度の給食1食当たりの単価は、小学校が249円、中学校が283円となっております。単価の算出方法は、小学校は月額4,400円となっておりますので、11か月分を乗じた額を、給食の実施回数、令和3年度は194回と考えておりますので、この数値で割った額となっております。中学校につきましては、月額5,000円のため、小学校と同様に計算した額となっております。

以上で、教育委員会所管の質問に対して回答のほうを終了いたします。

○議長（石橋 伸一君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の総括質問に対する答弁が終わりました。再質問はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 今、高柳議員の総括質問に対して、私、これからまちづくり厚生の方でも質問するわけですが、学校給食における1食単価が今260円、280円というような単価が出されましたけれども、土曜日、祝日、日曜、これらの日については原則なしという理解でよろしいと思うんですけども、その場合、1か月4,400円。先ほど中学生で4,400円と言いましたけども……。違ったっけ。（「小学生」と呼ぶ者の声あり）小学生か。それで、4,400円を二百八十幾らで割るとその数になりましようかね。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 椿議員のご質問にお答えいたします。

1年間で給食を提供する日については、土曜日とか祝日は除いて算出してございます。

あと、金額につきましては、月額の金額に、8月の夏休みを除いて11か月で計算しますので、それを1年間何日給食を提供するかを、令和3年度につきましては194日と設定させていただきました。これを割り算すると、小学校が1食当たり249円になる計算になります。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 以上で総務文教常任委員会に係る質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議ありませんので、総務文教常任委員会に係る質疑を終了します。

続いて、まちづくり厚生常任委員会委員長より総括質問の申し出がありますので、これを許します。

1番 椿まちづくり厚生常任委員会委員長。

○1番 まちづくり厚生常任委員長(椿 等君) 令和3年度の一般会計並びに特別会計の予算審議を3月5日、私どもまちづくり厚生常任委員会で、午前、午後を通じて相当多くの質問がなされた中で、本日総括質問ということで、若干量ではありますがけれども、質問をさせていただきたいと存じます。

一昨年12月から、中国武漢における新型コロナウイルス、それに昨年1年間が丸々猛威を振るわれて、何もできなかった。そんな中で、令和3年度はまずもってコロナ対策、ワクチン接種、どのようになるのかなど。既に補正予算で医療関係者、令和2年度事業ということで承認を頂戴しております。高齢者を含めた一般町民、それらのワクチン接種に対して、今回4,200万円ほどの予算を盛ってございます。実際にワクチンについては無償ということになっています。また、それに伴う各種費用についても、国庫から助成が来る。そんな中で4,200万円ということですが、この具体的な4,200万円、どのような金額の積み重ねによって4,200万円になったのか。

また、医療関係者を除く町民全てが対象者であるかどうか。特に16歳未満、それらの町民については、どのような対処方針であるのか。単価及び接種の具体的事業、それらについてお示しいただきたい。

また、福祉タクシー、令和2年度もございましたけども、令和3年度については一段のグレードアップをしている。それらのグレードアップした内容、あるいはどの辺までの距離、どのような事業者がそれに参画できているのかということで、利用者だとか、どこまでだったら多分できるだろうという、そのような具体的な福祉タクシーの変更点。

また、現在、子ども生活支援事業、これについては令和3年度の新規事業ということになっていますけれども、それらを含めた内容についてどうか。下辺にという言い方は失礼だと思うんですけども、生活保護者だとか、あるいは独り親世帯、そのような困窮者と呼ばれるような方々が町にどの程度いらっしゃるのか。

それと、先ほど教育課長のほうから、給食費1食260円とか280円とかというようなお話ございましたけども、保育所に出されている賄いの材料費、何とこれが3歳未満

と3歳以上で単価が逆転しております。なぜそのように逆転しているのか。また、園児1人当たり、他の近隣市町村と比較して高いのか安いのか、それらについてもお伺いしたいと思います。

次に、介護保険特別会計についてですけれども、居宅介護用具やバリアフリーにする等の住宅改修とそのための助成、その内容について説明を願いたいと思います。

続いて、まちづくり課。

神崎町役場にWi-Fiが完備されております。然るに、そのWi-Fiは利用しにくいという評判がございます。もうちょっと繋がりやすいよう、あるいは一度コンタクトが取れたら、それ以降は即座に接続ができるような、そのようなWi-Fiに改善するつもりはないのかということでお伺いしたい。

あるいは、移住・定住奨励金、昨年実績10件強あったと聞いています。これらの見込み数、昨年と比べてどうであるかということで、昨年実績も含めてお伺いしたいと思いますけれども、見込み数、内容、それらについてお伺いしたい。

神崎町は、町税収入、少のうございます。そんな中、国の交付金、県の補助金、ございますけれども、他の地域に比して成田空港に近いということから、成田空港対策の交付金が2種類、神崎町に交付されております。令和3年度の内容を見ると、6,500万円ほどだったかな、その内容について、空港では大分、利用者が減っている、あるいは発着便数も減っている、そんな中で、見込みとしての金額の立て方、是非、なぜそのように組んだかということも含めてお伺いしたい。

次は、循環バスですけれども、令和3年度、4月1日から運転士さんが1名、希望退職ということで、2名体制になるみたいです。そんな中、土曜日も運行する便数も増やしたわけですけれども、現2名体制で、そのまま運行することが可能ではあろうけれども、万が一の場合、厳しいんじゃないかなと。どのようにそれを考えているか。

次に、高谷地先の幹線排水路整備、それらについて、どのような事業であるか。目論見としての完成も含めてお伺いしたい。

昨年秋、夷隅郡、大規模養鶏場の鳥インフルエンザの発生がございました。300万羽以上の鶏が殺処分された。神崎町にもございます。それらの防疫体制に対して、年間30万円くらいだったかな、予算を盛ってございます。近隣の市町村とまではいきませんが、同一県内でこのように大規模な鳥インフルエンザが発生して、町としての対策、もうちょっとやってもいいんじゃないかなと考えます。養鶏農家への資材助成、それらも含めて、どのようにお考えかお伺いしたい。

続いて、建設のほうですけれども、神崎川の測量が今回、予算に盛り込まれております。その目的、あるいはその成果としての最終的なハード、何年頃に完遂できるのか、それらも含めて、神崎川の測量についてお伺いしたい。

住宅管理費で、耐震化とリフォームにおける工事に対して助成金が出ておりますけれども、そのような予算立て、してございます。どのようなものであるか説明を求めたい。

武田にございます工業団地のやや手前に、杉山建設工業さん、杉山鉄工というかな、ございます。その中の町道の舗装改修、盛ってございます。この工事の内容と、目的、それらについてお伺いしたい。

最後に、水道系のほうについて質問をさせていただきます。

国道356、郡地先水道配水管布設工事4,000万円盛ってございますけれども、この内容についてお伺いしたい。

よろしく申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより答弁を求めます。

廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 私のほうからは、保健福祉課所管、介護保険事業特別会計を含みまして、お答えさせていただきます。

最初に、新型コロナウイルスワクチン接種事業の中で、国からの助成金の概要を教えてください。1人2,220円の根拠と対象者数についてとということでございます。

国からの助成金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金、それと新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、この2つがございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業の接種費については、全国统一単価とされており、接種実施医療機関における事務費が198円。これは一般的な事務費のほかに、感染予防やV-SYSと言われる国のシステム、こちらの入力手数料などが含まれております。また、予診費、こちらは接種者に対して基礎疾患の有無、普段使っている薬の内容、薬や食事でアレルギー反応を起こしたことがあるか、当日の体調などを問診する者に対して1,694円。また、接種費用として、注射料、こちらが385円が、2,277円の内訳となっております。

対象者数につきましては、令和3年1月1日時点の人口が5,887人。こちらから令和2年度に予算計上しました医療従事者分177名を除いた5,710人が対象となっております。

なお、現在、事業承認されているファイザー社製のワクチンについては、16歳未満

の方の有効性・安全性がまだ明らかになっておりません。そのため、接種対象になっておりませんが、今後、接種可能なワクチンが薬事承認された場合、接種することが可能であるということから、16歳未満の人数を含めて予算計上してございます。参考までに、16歳未満の人数につきましては、1月1日時点で559名となっております。

もう一方の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金につきましては、ただ今申し上げました負担金を除いた部分、人件費や消耗品費、印刷製本費などの需用費、そして委託料や備品購入費などが対象でございます。事前に国のほうから所要額調査が来ておりまして、町のほうから国に申請した額を基に、国が用意してあります予算を配分されたものというふうになっております。

令和3年度の当初予算の段階では、事業費で一般財源からの持ち出しも若干ございます。しかし、河野大臣からも、今回のワクチン接種については国が全額負担するというような発言が繰り返しなされておりますので、今後、追加の措置がなされるものと考えてございます。

続きまして、福祉タクシーの対象事業者のエリアと制度の内容について説明してください。

対象のエリアとしましては、福祉タクシー助成事業の委託先として、成田、神崎、香取を含む北総地域の事業所22社と委託契約を結んでおります。22社が許可を得ている営業区域としては、香取、印旛を含む北総交通圏で認可を受けている事業所が多いようです。事業所によっては、営業区域を複数地域で認可を受けることも可能でございますので、そういった事業所が今回の委託先には含まれてございます。

介護タクシーについては、概ねの事業所については、北総区域及びそのほかの区域で取得していることがございます。千葉県内では、県内9つの区域に分かれて、それぞれの区域で営業許可を出しているということでございます。

参考までに、神崎タクシーの場合ですと、北総、東総、外房、内房、市原交通圏までの5つの地区で営業許可を受けているというような状況でございます。

制度の内容としましては、助成対象者に、協力タクシー会社で使用できる1枚500円の利用券を交付してございます。こちらを支払い時に提出することで、乗車料金の負担軽減を行う制度となっております。助成の対象となる方は、障害を持っている方、要介護の認定を受けた方、そして65歳以上で過去に運転免許を取得されており、その免許を自主返納された方が対象となっております。

制度の変更点としましては、令和2年度は1人当たり年間2万4,000円分を交付しておりました。こちらの券を、1回の乗車当たり上限2,000円までとして使用するこ

とが可能となっております。しかし、神崎町は医療機関が少なく、香取市などに通院される方も多いことから、令和3年度は、1回当たりの利用限度額、上限額を2,000円から5,000円に引き上げてございます。5,000円の根拠としましては、タクシー券を使って香取市内の県立佐原病院まで、券を使って乗車できるような金額というように設定してございます。また、年間の乗車券につきましても、今まで2万4,000円だったものを3万6,000円と、1万2,000円増額してございます。更に、対象者につきましては、65歳以上で同居している家族全員が交通手段を持たない方も、令和3年度から加えてございます。

続きまして、現在の生活介護の世帯の件数、年代別、性別の状況を教えてくださいというご質問でございます。

令和2年度、年度当初、生活保護受給者につきましては、42世帯46人の方がいらっしゃいました。4月以降、新規の決定数が8人ございました。一方で、死亡や転出により11人の方が減少となっております。令和3年2月末現在の状況としましては、40世帯43名が給付の対象となっております。

また、2月末現在の件数では、年代別では90歳代が2名、80歳代が8名、70歳代が12名、60歳代が11名、50歳代が4名、40代が3名、30代が1名、20代が2名となっております。60歳以上の方が約75%を占めているような状況でございます。

性別につきましては、男性が27名、女性が16名となっております。

ひとり親世帯の件数につきましては、こちらは児童扶養手当や、ひとり親家庭医療費助成の受給状況で把握できるひとり親世帯の件数としまして、令和3年の2月末現在、43件となっております。母子家庭が38件、父子家庭、父親のひとり親、こちらの家庭が5件となっております。年代別受給者につきましては、20代が8名、30代が14名、40代が14名、50代が5名、60代が2名となっております。

続きまして、子ども生活支援金給付事業の内容について、詳細を説明してくださいというご質問でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度は小中学校の休校や保育所等の利用自粛等で、子どもたちが家庭で生活する時間が増え、食費等の負担の増加や、保護者が就労を控えるというような状況で、様々な面で子育て世帯への家計に大きな影響を与えてまいりました。

本町では、こうした子育て世帯に対して、神崎町独自の経済支援策として、高校生以下の子どもを持つ保護者に対し、子ども1人につき1万円を支給したところでございます。

現在、二度目の緊急事態宣言も2週間延長されているような状況で、第3波が訪れているというようなことをごさいます。令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の終息がなかなか見通せない状況を考慮しまして、子育て世帯の家計を少しでも支援するというような目的で、令和2年度補正で予算化しました神崎町子ども生活支援金を実施するというようなことで、計上させていただきました。

今年度の対象児童数としましては、660名程度を見込んでいるところでございます。続きまして、保育所の賄材料費の算定で、3歳以上児より3歳未満児のほうが月額が高いのはなぜかというようなご質問でございます。

幼児教育・保育の無償化が始まる前、こちらは令和2年度の予算まで、国の示す保育単価を参考に、3歳以上児については月5,119円、3歳未満児については8,687円で予算立てしてございました。3歳以上児は、ご飯を自宅から持ってくる。ですので、3歳以上児の単価としましては、おかずと午後のおやつ分相当額の経費となっております。

一方で、完全給食となる3歳未満児については、おかず、午後のおやつに加えて、主食、ご飯と、午前中のおやつ代の経費も足し上げてございますので、3歳未満児のほうが単価が高いような状況となっております。

本年度からは幼児教育・保育無償化が始まりまして、今までのような保育単価を参考にするというようなことができませんでしたので、3歳以上児については、前年より若干、額を抑えて5,000円、3歳未満児についても8,000円というように算定してございます。3歳以上児につきましては5,000円ということなんですが、1月当たり20日間の給食の提供ということでございますので、1食当たり250円くらいというように考えております。

近隣市町村の状況としましては、1食当たり246円から330円と若干、幅がありますが、1食当たりの単価ということで、こちらを20日間で計算しますと、4,290円から6,600円というようにございます。

申しあげました近隣市町村の状況につきましては、香取市、多古町、成田市、印西市というように、東庄町につきましては公立の保育所がないということで、数値のほうは把握できませんでした。また、同じように栄町につきましても、町内では私立の保育所のみということで、数値のほうは確認できなかったような状況でございます。

続きまして、介護保険特別会計のほうでございます。

介護保険で居宅介護用具や住宅改修等を利用する際の詳細を説明してください。申

請回数や限度額等を含むということでございます。

介護サービス利用者の日常生活における自立支援や、介護者の負担軽減を図るためのサービスとして、特定福祉用具貸与・販売や、住宅改修などがございます。こちらのサービスも、要支援ないし要介護の認定を受けていれば利用できるような状況でございます。

まず、特定福祉用具貸与・販売は、都道府県知事の指定を受けた指定特定福祉用具事業所から歩行器やつえ、車椅子などを借りることができます。デイサービスやホームヘルプ、ショートステイなどの他の介護給付と同様に、担当の介護支援専門員を選任し、ケアプランを作成した上で利用が可能となります。

○議長（石橋 伸一君） 審議の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。
(午後 2 時46分)

○議長（石橋 伸一君） 会議を再開します。
(午後 2 時47分)

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 重複いたしますが、特定福祉用具貸与からご説明申し上げます。

貸与及び販売は、都道府県知事の指定を受けた、指定特定福祉用具事業所から歩行器やつえ、車椅子などの借り受けをすることができます。デイサービスやホームヘルプ、ショートステイなどの他の介護給付と同様に、担当の介護支援専門員を選任し、ケアプラン作成の上、利用が可能となります。

利用料は、原則、通常の貸出料の1割で借りることができます。上限額は、利用者の介護度に応じた支給限度額の範囲内となります。車椅子やベッドなどは、要介護度により利用が制限されることがございます。また、直接肌に触れる入浴補助用具や腰かけ便座などについては、その用途が貸与になじまないものであり、同一年度内に合計10万円を上限として自己負担割合を控除した額が支給されます。10万円を超えた額につきましては、全額自己負担となります。

支払いの流れといたしましては、利用者が購入時に一旦、購入費の全額を支払いし、後日、申請することにより、介護保険から払戻しされます。償還払いというような形式でございます。

なお、購入できるものは、同一年度内に1品目当たり原則1回までとなっております。

す。

次に、住宅改修は、手すりの取付けや段差の解消など、厚生労働省の定める小規模な改修について、利用者が実際に居住する住宅について行った場合に、利用者1人当たり原則20万円を上限として、自己負担割合を控除した額が支給されます。20万円に満たなかった場合は、残額分として、その後の改修費用に充てることができます。

支給申請は、事前申請と事後申請の2段階で行われます。また、支払い方法については、償還払い方式となっております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） それでは、私のほうからは、まちづくり課企画係及び産業係の総括質問につきまして、答弁をいたします。

まず、企画係のほうは4点ご質問をいただいております。まず、庁舎内の無線LAN、Wi-Fiですね、使いづらいということで、一度登録したらつながるような方法に変更することはできないのかというご質問です。

庁舎内の無線LAN、Wi-Fiにつきましては、NTT東日本の公衆無線LANアクセスポイントサービスを導入しておりますけれども、アクセスする際に段階を踏むことによる使いづらさの反面、不正アクセスに対するセキュリティー面を考慮いたしまして、公共施設等では多く導入されてきたものでございます。

一方で、コンビニエンスストアや、それから商業施設、そちらのほうでは使いやすさを優先いたしまして、一度登録すると次からは簡単に繋がるものや、自動的に繋がるものが主流になってきております。

本町の公衆無線LANにつきましては、セキュリティー面を優先する必要もございまして、まずは現在、導入済みのNTT公衆無線LANをご利用いただきまして、その上で、アプリケーションソフト、アプリですね、そちらを使って簡単に接続できる方法の検討や接続方法の周知をしてまいりたいと存じます。

続きまして、移住・定住奨励金制度の内容及び実績、見込み等について説明してくださいというご質問です。

移住・定住奨励金は、他の市町村から神崎町に転入し、かつ町内に住宅を取得した方に交付される奨励金でございます。基礎額50万円に加えまして、申請者が39歳以下の場合、こちらにつきましては20万円、それから町内業者に委託して施工した場合は、更に20万円が加算されます。更に、18歳未満のお子さん、こちらは1人につき5万円、こちらを加算いたします。

実績といたしましては、令和元年が9件、移住者24名、それから令和2年度が12件、移住者34名というような実績になってございます。

今後の見込みですけれども、令和3年度の申請予定の相談、こちら3件、受けております。何人転入するかは判明しておりませんが、3件のご相談を受けております。

申請される方の傾向といたしましては、進学や就職で一度、神崎町から転出された方が、また神崎町に持ってくるケース、それから近隣の香取市、成田市から神崎町でよい物件が見つかったので転入するケース、それから子育て支援が充実しているということで神崎を選びましたというケースがございまして。

続きまして、成田空港周辺対策交付金、こちらが昨年度と同様な額を頂けるのかというようなご質問でございまして、令和2年度につきましては、交付金の算定要素となる年間着陸回数、これが実績値から50万回に引き上げられた関係がございまして、交付額が約1億円ということになっております。

それで、議員の皆さんが心配されるように、空港はほとんど発着もないということで、その実績で同額が確保できるのかというようなお話でございましたけれども、成田空港株式会社にお聞きしたところ、来年度以降についても同額が確保できるというようなお話になってございますので、今年度も昨年度と同額の予算を計上したところでございます。

それから、令和3年度は循環バスの運転手を2名で実施するということだが、もう一人くらい採用してはどうか。けが等をした場合、大変ではないかという質問です。

循環バスの運転手につきましては、令和2年度は3名で運行しておりました。3月をもちまして1名の方が定年退職となりますので、令和3年度からは2名で運行という形になります。2月に運転手を募集したんですが、1名の応募がありました。然しながら、残る2名の運転手及び応募者ともに週3日から4日の勤務を希望しておりました、勤務日数の折り合いがついておりません。

従いまして、令和3年度は2名の運転手ということで、運行を続けたいと考えております。お二人とも年齢的にも健康的にも特に問題はございませんので、大丈夫とは考えております。

ご指摘のとおり、1名欠けた時のことを考えると、週二、三日勤務の3名体制のほうが理想ではあるんですけども、今後もし週1回、2日ぐらいの勤務でもいいという方がおられれば、そちらの採用をして、調整を図りたいとは思っております。

続きまして、産業係へのご質問でございまして。

高谷地先の排水水路整備事業の内容についてご説明くださいということです。令和元年度に、区長要望がございまして、八間川、国道356号バイパス側道を結ぶ橋につきまして、土水路であるということなので、排水と保水機能が非常に低いということがございまして、近年の大雨などに対応できる排水路への改修の要望をお願いしたいということでございました。

高谷地区におきましては、農地中間管理機構を活用した農地集積重点地区に指定されておりまして、機構関連事業の耕作条件改善事業による改修を、千葉県と、それから千葉県の農地中間管理機構へ要望いたしまして、現在、千葉県を通じて国に採択の申請をしておるところでございます。

本排水路は、356号バイパスの排水・集落内排水、それから農業排水を受ける幹線排水路となっておりますので、町の事業として整備をするところでございます。負担割合は、国が50%、県が14%、町が36%ということになっております。

整備の内容ですけれども、令和3年度は、八間川から高谷集落の間を、柵渠によりまして、幅0.8m、深さ0.6m、延長245m、U字溝で枝排水を26m、こちらを整備することになります。令和4年度のお話になってしまいますけれども、バイパス側溝から集落までの水路部分、こちらにU字溝、延長で約103m、こちらを布設するということになっております。9月に設計を実施いたしまして、秋の農作業終了後、工事を実施するということになります。

それから、最後のご質問ですけれども、千葉県内で鳥インフルエンザが多発したが、町から養鶏農家への補助はできないのかというご質問です。

現状、町単独で鳥インフルエンザに関する補償金はございません。必要に応じて、関係機関、それから町内の養鶏業者1戸ですけれども、情報の共有を行っております。

今回の鳥インフルエンザの発生によりまして、石灰などの防疫資材の現物支給の希望を伺いました。既に県のほうから配布されていたということでございましたので、それで十分足りているということでございましたので、今後も必要に応じて対応という形になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） それでは、私のほうから、まちづくり課建設係の一般会計に係る部分のご質問3点、それと水道係に係ります水道事業会計の1点のご質問について、お答えさせていただきたいと思えます。

まず、建設係所管分といたしまして、1つ目、神崎川の測量の内容について、詳細

を説明してくださいというご質問でございます。

神崎川につきましては、準用河川として町の管理ということになってございます。近年の気象変動に伴いまして、神崎川では、集中豪雨や短時間強雨等が発生した場合に、一時的に雨水が集中しまして、堤防の未整備区間で越水しまして、内水災害の発生が予想される状況でございます。

このような状況の中、令和3年度から防災・減災対策に資する神崎町国土強靱化地域計画を進めるに当たりまして、神崎川の現状の把握と地形の確認のために、現況測量を実施しまして、今後の改修に向けた検討をするための資料とするために、今回、測量を計上させていただきました。

続きまして、2つ目、住宅管理費で耐震化とリフォーム工事の補助金の内容を説明してくださいという内容でございます。

耐震化につきましては、平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえまして、建築物の耐震改修に関する法律が策定されまして、建築物の耐震化においては、緊急に取り組むべき課題として位置づけされまして、平成18年に法改正がなされました。その後、平成23年3月には東日本大震災が発生、更に、南海トラフ地震や首都直下型地震などについても、発生の切迫性が指摘されています。

このような背景から、本町では平成25年1月に、神崎町耐震改修促進計画を作成しましたが、平成25年11月の法改正に伴いまして、平成28年に計画を改定したところでございます。この計画は、法に基づき本町における建築物の耐震化を促進し、地震災害から町民の生命及び財産を保護することを目的とすることとしております。

計画改訂時の平成28年3月現在で、2,932棟の既存建築物があります。このうち昭和56年以前に建築された木造建築物は、899棟となっております。この昭和56年以前の建築物に関しましては、建築基準法で耐震性に関わる大きな法改正がございまして、現在の耐震基準には適合しない建築物となっている場合がございます。

今回ご質問の、耐震化補助金に関しましては、先に申し上げました神崎町耐震改修促進計画に基づきまして、地震による倒壊の恐れのある昭和56年以前に建築された一戸建ての木造住宅の耐震性能の向上を目的に、その耐震性能の判断のための耐震診断、それと耐震不足と診断された建築物の耐震改修に関わる工事費の一部を補助する目的の補助金となります。木造住宅耐震診断補助金は、その診断に要する費用の2分の1の額に相当する額で、4万円を限度としてございます。

また、木造住宅耐震改修補助金は、耐震診断士が診断した結果、「倒壊の可能性が高い」以上の診断結果で、改修後に期待できる耐震性が「一応倒壊しない」以上に診

断されるもので、改修費用の3分の1の額に相当する額で、50万円を限度としてございます。

両事業とも、3件を見込んで予算計上させていただいているところでございます。

次に、住宅リフォーム補助金についてですけれども、こちらは国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口によると、本町の人口は今後、減少傾向で推移し、20年後の2040年には総人口が4,242人となることが予想されています。神崎町第5次総合計画では、様々な人口減少対策を講じることで、将来展望を4,557人としてございます。

このような様々な対策のうちの一つで、町民の定住化と神崎町への移住・定住の促進を図るとともに、町産業の活性化に資する目的で、令和元年度から住宅リフォーム補助事業を実施してございます。

対象としましては、町内業者が行う20万円以上の工事で、その工事費用の10分の1の額で、30万円を限度として補助しているものでございます。こちらのリフォーム補助に関しましては、7件分を今年度、計上させていただいております。

建設係の最後、3つ目、杉山建設工業内の町道を舗装修繕するというが、どのような工事をするのか説明してくださいという内容でございます。

令和2年度に、武田区より、町道部分と杉山建設工業の敷地との区別が分かりにくく、また町道と敷地を一緒に利用しており、通行に支障があるとの要望書が提出され、議会でもご質問がございました。

対応を検討しまして、2年度中に町道敷地の明確化を図るべく、境界確定測量を実施したところでございます。今回、境界確定結果を基に、町道敷地部分の舗装修繕工事を実施する計画で予算計上させていただきました。

現況は、町道と敷地が一体となった舗装構成となっておりますが、境界線で舗装の切断を行いまして、舗装を撤去後、町道区域と判別ができるよう、左右の境界線上に合わせまして地先境界ブロックを並べまして、民地との区別化を図ります。その後、左右のブロック間の舗装を撤去した部分に、再度アスファルト舗装工事を実施しまして舗装を復旧いたしまして、歩車道境界ブロックで町道敷分と民地分を明確化するというところでございます。工事延長は、130mを計画してございます。

以上で、建設係のご質問となります。

続きまして、水道事業会計へのご質問となります。郡地先の配水管布設工事の内容について、詳細を説明してくださいというご質問でございます。

まず、工事内容に入ります前に、委員会でもちょっと説明不足があったことから、

この配水管布設工事をする事になりました経緯について、お話をさせていただきたいと思います。

国道356号の郡地先、榎本交差点付近が冠水する事案が多々見られるような状況となりました。本件に関しましては、県道ということでありまして、改善を千葉県に要望していたところでございます。原因を調査したところ、近年の土地利用形態及び気象の変化によりまして、雨水排水の流量の増大と、流下時間が短くなったことによりまして、JR線路下を横断する部分において、雨水排水の流れが阻害されている状況が判明したところでございます。

水路の所管は町ということになりますが、千葉県の協力の下、線路下の横断部分の拡幅改良をJRと協議したところ、この横断部分の拡幅改良には、JRの試算で2億円以上という費用を要しまして、前後の水路の取付工事を実施すると、総額3億円程度の事業費となります。

また、本水路には、郡用水組合で利用している両総用水の用水管も併設されていることから、更に事業費が増加することとなります。町単独費での事業が困難であることから、千葉県と協議を重ねた結果、本来、町事業として実施すべきところを、県が地域排水整備事業として千葉県で実施していただけることとなり、榎本交差点付近に集中する排水を分散させることで、冠水解消を図る計画となりました。この分散させるための新たな排水路を、国道356号の下にボックスカルバートを布設することで確保するという事になったところでございます。

令和2年度に、千葉県においてこの分散排水のための流末確保のための用地買収と、本工事が着手されたところでございます。国道部分のボックスカルバート布設については、当初計画では水道管は隣接するが支障にならない計画でありましたが、試掘を行ったところ、水道管の位置がボックスカルバート布設位置と一部区間で重複しまして、更には極めて隣接する箇所もございます。排水工事をするに当たりまして、支障を来すことが判明したことから、全線にわたり移設することとなりました。

水道管は、道路法32条の道路占用許可を千葉県から受けておりまして、その占用許可条件に、占用物件は将来、道路工事または道路管理上支障となる場合は、道路占有者の自費において撤去または移設することと条件が付されておりまして、占有者の自費において、令和3年度にこの配水管布設工事をする事となった次第でございます。

経緯が長くなりましたけれども、以上が本工事を実施する理由となります。

それでは、配水管布設工事の内容について、ご説明いたします。工事区間は、郡榎本の交差点部分から、香取市方向へ向かいまして、小竹自転車店までの下り車線側の

330mになります。配水管口径は、150mmを埋設する予定で、埋設深さは1 mを通常としてございます。

現在は、2年度内に設計業務を完了させまして、令和3年度の第1四半期に工事の発注を考えておりまして、工期につきましては、県発注のボックスカルバート工事との兼ね合いで、令和4年3月末までの工期を設定する予定でございます。

予算につきましては、資本的支出、建設改良費の浄・配水施設改良費の工事請負費としまして、4,950万円を郡地先配水管布設替工事で支出計上してございます。

なお、工事に係る企業債としまして、工事費の約9割の4,450万円を企業債で設定してございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 以上で、まちづくり厚生常任委員会委員長の総括質問に対する答弁が終わりました。再質問はございませんか。

8番 高橋議員。

○8番（高橋 正剛君） 保健福祉課、保育所の賄材料費についてですが、先ほど廣瀬課長より説明をいただきましたが、3歳以上が5,000円、3歳未満が8,000円と、異常に高いかと、学校給食費と比べて高いかと思ったんですが、ここにおやつが含まれている等がありましたので、ある程度、納得はしたのですが、3歳未満が8,000円という数字、これは1食で割ると400円。異常に高い。おやつ2回と言っても、それにご飯も入っている、主食が入っていると言っても、1歳と2歳の子どもですよ。要は、それにこんなにかかるのかなと。

今までの指針がなくなったので、600円下げて8,000円になったという説明がありましたが、令和3年度、来年度が初めてのことでしょうが、この辺はよく精査して、1年間見ていただきたい。どう見ても高いかと。学校給食費が小学生249円で収まっていると。やはりこれ、3歳以上にしても、小学生は6歳から12歳まで。これは3歳から6歳まで。おやつ1回あるとしても、12歳の小学校6年生が食べる、こっちは6歳の子どもが食べる。おやつ1回あったとしても、若干高いのかなと思いますので、その辺をよく見ていただきたいなと思います。

それと、3歳未満のお子さんは何名いらっしゃいますか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

最初に、3歳未満児につきましては、神崎保育所で令和3年度、28人を見込んでおります。米沢保育所におきましては、3歳未満児、24人を見込んでございます。

また、1人当たりの単価8,000円、5,000円ということで、非常に高いというお話、ございましたが、学校給食に比べると、先ほどのお話伺った限り、確かに高いのが現状なのかなと考えております。ただ、学校給食に比べて量も少量になっておりますし、また、地元の食材を子どもたちに提供したいということで、地元の業者さんから購入するものも多くなっております。それが全てではございませんが、若干高めに予算計上させていただいているのは、その辺もご了承いただけたらなと考えております。

また、先ほど申し上げました近隣の状況、250円から330円程度というようなことで聞いております。やはり伺った市町村、3歳未満児と3歳以上児では金額を予算を組み立てる段階で分けていないというような話を伺いましたので、その辺の話を今後、次年度以降、参考にさせていただきながら、子どもたちの笑顔で通える保育園、そして保護者の方が安心して預けられる保育所の運営に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（石橋 伸一君） 8番 高橋議員。

○8番（高橋 正剛君） 答弁いただいたんですが、学校給食、給食センター運営委員会というのがあって、そこでいろいろ精査して、学校給食に関してもなるべく地元の食材、県内の食材ということでやっていますので、保育所のほうもそのようにやっていただいて、やはり税金ですから、いいものを、地元のものを使ってもらったほうが本当はありがたいんですけども、やはりそれは学校給食のほうを見ならって、その辺の予算立てをしていただきたいと思います。

○議長（石橋 伸一君） 1番 椿委員長。

○1番 まちづくり厚生常任委員長（椿 等君） 先ほど総括質問の中では、ちょっと踏み込んだところはなかったんですけども、神崎川の測量、今回、予算立てということになっていまして、今、答弁頂戴しました。当然、来るべきハード事業らしきものが見え隠れするんですけども、神崎町防災計画、あれが総合計画5か年分、それらにおける、利根川では必要はないにしても、内水の洪水らしきことが想定される。そんな中で今回、神崎川のこの測量予算、上げられたわけですけども、将来的な神崎川改修、あるいは造営、どのようなものを想定しているかお伺いしたいと思います。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） ただ今のご質問にお答えいたします。

あくまでも今回測量ということで、この測量結果を基に計画をどのようなふうに進めていくかと、またハード事業をどうするかということ、検討の資料の基とするために測量ということですので、まだそこまでは進んでございません。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質問はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 杉山建設についての舗装開始について、委員会でちょっと聞き漏れがありましたので、舗装改修するということですが、あの舗装は町がやったわけですか。構内と一緒にあって、舗装は。これは町がやったものですか。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） ただ今のご質問にお答えいたします。

あの敷地内の舗装は、町では実施してございません。本来でありますれば、工事施工許可というような申請が必要になってくるわけですが、いつの間にか舗装されていたというような状況でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） それでは、杉山建設が町に同意なしで勝手にやっちゃったわけですか。これは確認で終わりです。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） ただ今のご質問にお答えいたします。

町では工事をやりたいとか、やらせてくださいとかというようなお話は、ご相談はなかったということでございます。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質問はございませんか。

以上で、まちづくり厚生常任委員会に係る質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議ありませんので、まちづくり厚生常任委員会に係る質疑を終結します。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。なお、一般会計、3特別会計、水道事業会計を合わせて討論されるようお願いいたします。

反対討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 賛成討論はありませんか。

3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） それでは、令和3年度一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、介護保険事業特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算の3特別会計予算及び水道事業会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

まず、令和3年度の一般会計当初予算の総額は、26億7,600万円と、前年度と比較して2.3%、6,200万円の減額となりました。

予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響で町税等の大幅な減収が見込まれ、ゼロベース積み上げ方式とし、消耗品などの需用費に至る隅々まで、本当に必要な経費を精査し、積み上げとするなど、予算編成の苦勞がにじみ取れ、非常に評価できるものであります。

歳入ですが、前年度対比で、町税は8.2%、5,756万円の大幅な減、地方特例交付金は、固定資産税の減収分を補填する、新たに新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金の交付を見込み、400%、1,200万円の増、地方交付税は、新たに（仮称）地域デジタル社会推進費の交付を見込み、2.2%、2,000万円の増、国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補助金などで、21.3%、3,583万6,000円の増、繰入金のうち財政調整基金繰入金は、14.4%、3,293万円の減、町債は前年度の庁舎及びふれあいプラザの、非常用電源設備事業分が減となったため、26.8%、4,190万円の減となっております。

歳入のうち、3割強を地方交付税がいまだに占めており、硬直化が進み、依然として大変厳しいものと考えられます。

歳出については、前年度比で民生費、衛生費、教育費が増額、それら以外は減額となっております。総務費は14.5%、8,722万8,000円の減、民生費は7.3%、5,698万6,000円の増、衛生費は2.4%、609万4,000円の増、農林水産業費は2.8%、393万8,000円の減、商工費は、2.4%、54万1,000円の減、土木費は、23.2%、5,022万2,000円の減、消防は5.7%、843万7,000円の減、教育費は12.9%、3,441万5,000円の増、また、公債費は3.7%、875万9,000円の減となっております。

また、性質別で見た場合に、人件費は、町長をはじめ職員の方々の給与減額により、物件費、扶助費等は例外なき見直しにより、それぞれ前年度並みに抑えて、投資的経費である普通建設事業費は、30.8%の大幅な減、義務的経費である扶助費は実績ベースにより10%の増となっております。

事業としては、やはり町民の生命及び健康を守り、併せて社会経済活動との両立を図ることを目的とする新型コロナウイルスワクチン接種事業が最重要であります。そして、子育てを行う若い家庭の支援のため、子ども医療費助成出、出生時・学校入学

時に支給する子育て支援給付、幼稚園を含む保育料無償化、児童手当支給、小中学生の給食費無料化は、これからもぜひ続けていく必要があります。

更に、新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯の家計の負担を減らすため、子ども生活支援金給付が新設されております。また、駅前及び児童公園遊具の改修、神崎保育所防水改修、神崎小学校屋内運動場非常用電源整備のハード整備に加え、GIGAスクール支援員の配分も計画されております。

一方、町民の安心安全のため、地区で設置する防犯カメラに対する補助や、自主防災組織の資機材に対する助成も新設されております。

農林商工においては、各種団体にする助成を維持し、高谷地区農業用排水路の改修工事を行い、道路インフラにおいては、町道成田神崎線の移転補償工事、切土工事、用地買収、町道神宿松崎線の用地買収、町道毛成堀籠線の用地買収と、道路整備改修事業を非常に厳しい予算の中でバランスよく進めております。

特別会計においては、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計では、いずれも一般会系からの繰入金は減っており、一方、後期高齢者医療特別会計では、被保険者の増加により、一般会計からの繰入金は増えております。

予算規模として、国民健康保険事業特別会計は、前年度比1.4%、1,000万円の減。今後も引き続き病気の予防を実施し、医療費の抑制を図る必要があります。

介護保険事業特別会計は、前年度比8.9%、5,100万円の増。

後期高齢者医療特別会計は2.1%、190万円の増となっております。

水道事業会計は、水道事業収益は給水戸数の増加により0.5%、111万3,000円の増、資本的支出は、郡地先配水管布設替工事が新設されましたが、固定資産取得費の大幅減により、9.4%、990万3,000円の減額です。

水道は、一昨年台風等の災害に対してとても心強いことが証明されました。これも東日本大震災時の災害復旧対策及び日頃の職員の方々の対応の賜物であると思えます。また、勧誘促進PRの関係で給水戸数も増加しておりますが、今後も安心安全な水道給水を行うため、人口減による水道料金の減少に対する備えも検討する必要があると思われま。

以上、新年度予算は、新型コロナウイルス感染対策の中、人件費を減額するなど身を切る思いで健全財政を維持しつつ、ハード、ソフト、そして乳児から高齢者、障害者に至るまで、誰一人として取り残さない行き届いた予算であり、誰もが安心して暮らせる住みよい神崎をつくっていくために、町民目線で町民に寄り添った大変評価されるもので、賛成するものであります。

以上、私の要望も踏まえまして、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（石橋 伸一君） ほかに、反対討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 賛成討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） お諮りいたします。討論を終結し採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

日程第1 議案第15号 令和3年度神崎町一般会計予算を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（石橋 伸一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第2 議案第16号 令和3年度神崎町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（石橋 伸一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第3 議案第17号 令和3年度神崎町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（石橋 伸一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第4 議案第18号 令和3年度神崎町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（石橋 伸一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5 議案第19号 令和3年度神崎町水道事業会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(石橋 伸一君) 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。議場の時計で午後3時50分まで休憩いたします。

(午後3時34分)

○議長(石橋 伸一君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後3時50分)

◎日程第6 発議案第1号の上程、説明、採決

○議長(石橋 伸一君) 日程第6 発議案第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める意見書についてを議題といたします。

提出者は登壇して、発議案の朗読と説明を行ってください。

3番 高柳 智議員。

○3番(高柳 智君)

(発議案朗読)

以上です。

○議長(石橋 伸一君) お諮りいたします。発議案でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議なしと認めます。よって、日程第6 発議案第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める意見書についてを採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石橋 伸一君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 一般質問

○議長（石橋 伸一君） 日程第7 一般質問を行います。

質問は一問一答方式で行います。答弁者は大きな声で簡潔に答弁をお願いいたします。

◇ 3番 高柳 智君 ◇

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳 智議員の質問を許します。

○3番（高柳 智君） 議員番号3番 高柳 智です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

まず、新型コロナウイルスの影響で苦しい思いをされている方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、医療等従事者の方々には、心より感謝を申し上げます。また、子どもたちが入学式、卒業式等の行事が制約され、大切な思い出が縮小されていることは、本当に心苦しい限りです。

今年は丑年ですが、牛の特徴は粘り強さと誠実です。牛は、古くから酪農や農業で人々を助けてきた生き物であり、大変な農作業も最後まで地道ながらも手伝ってくれます。そのことから、粘り強さや誠実が特徴とされるようになりました。

2021年丑年は、新型コロナウイルスの影響でまだまだ耐え忍ぶ年になっておりますが、みんなでこの困難を乗り越え、地道に突き進むことで、新たな発展へ繋げる年にしなければならないと思います。

そのような暗い話題の中、明るい話題の一つといたしまして、千葉県では、昨年9月に高速道路インターチェンジ等を生かした多様な産業の受皿づくりを進めるための計画的な土地利用の促進に係る基本方針を策定いたしました。つまり、市町村がインターチェンジ周辺で取り組む開発候補地の選定と開発計画の策定に対して、県が積極的な支援を行うということであります。

また、国家戦略特区につきましても、千葉県では早期指定を目指して、1月15日に国へ提案をしております。その内容の一つとして、空港周辺地域の農振法や農地法による土地利用規制を緩和し、物流施設などを整備することとされております。

そこで最初に、成田空港周辺9市町村の国家戦略特区指定について、質問を行いたいと思います。

以降につきましては、自席にて行います。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） まさに神崎インターチェンジ周辺は農地も多く、土地利用には制限があり、産業機能の誘導や、適切な土地利用を図り、圏央道の整備の波及効果を地域の活性化に繋げていくためにも、この千葉県のバックアップ体制は神崎にとってかなり強いフォローの数が吹いているのではないかと思います。

圏央道大栄横芝間は、令和6年度の供用開始予定ですので、神崎として、より具体的な方針あるいは計画を、県の支援をいただきながらスピード感を持って策定すべきではないでしょうか。5か年の総合計画の中にもうたわれておりますが、具体的なイメージ等はございますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

お答えする前に、まず国家戦略特区、こちらについて少々お話ししたいと思います。この国家戦略特区なんですけれども、なぜ成田空港周辺でこの戦略特区に取り組んでいるかという背景でございますけれども、まず、成田空港で現在、年間発着枠、こちらが30万回でございますけれども、これを50万回まで増やすというふうな、機能強化を図っているところでございます。2028年度の供用開始を目指しまして、現在その整備を行っているところでございます。まずC滑走路の新設、それからB滑走路の延伸、そちらを行うこととなっております。

この機能強化によりまして、旅客数が年間4,000万人から7,500万人に増えると。また、貨物取扱量、こちらが200万トンから300万トンまで増えるということでございます。それから、空港内の事業について、こちらが4万人から7万人まで増加するというところでございまして、こうなるとまいりますと同時に、この機能強化の受皿をつくるためには環境をつくらなければいけないということでございます。

成田空港の本体整備につきましては国家プロジェクトですので、国が進めてまいりますので、こちらは何の問題もないんですけれども、その周辺の開発につきましては、民間に委ねられているというような状況でございます。なおかつ、この周辺、全て農地、広大な農地が広がっておりますので、その農地を何とかしなければならぬということから、成田空港周辺の9市町を空港の機能強化の受皿として、国家戦略特区、この指定を受けることによりまして、民間の力を取り入れようではないかという、こちらが始まりでございます。これを受けて、先ほど議員もお話ございましたけれども、1月15日に国家戦略の提案を千葉県が国に行ったというような内容となっております。

その具体的な内容ですけれども、まずやはり農地の関係ですね。農地の土地利用の

弾力化による事業用地の確保、それからあと外国人の人材の活用、それから公共交通の充実、それから農業振興、この4点、こちらを柱としております。

やはり一番問題になるのは、岩盤規制といわれる農地転用の関係でございますけれども、こちらはインターチェンジを中心としまして半径3km、こちらを全て農地関係の規制を緩和するという内容でございます、それに伴いまして、神崎町も神崎インター、あそこにできておりますので、それに取り組むべきであろうということで、そこに対する具体的な計画ということでございますけれども、具体的な計画はまだ立っておりません。今回、繰越しで約3,300万円でしたか、そちらで神崎インターチェンジ周辺の道の駅の拡張の計画、こちらを出しております。その拡張計画を立てた後、何かしらの今度は道の駅本体の事業を考えていこうかという考えでおります。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 道の駅の拡張ということで、以前からハイウェイオアシス構想というのがあると思います。確認なんですけれども、私の認識では、ハイウェイオアシスというのは、いわゆる一般道から入る高速のサービスエリア、高速と一般道両方使えるサービスエリアを、国土交通省の定義の中でハイウェイオアシスという言葉を使っているというところ、町長もお話しされましたが、という認識であって、別に町でハイウェイオアシスという言葉を使っているのではないという認識でございます。

そこで、ハイウェイオアシスの位置づけといいますか、道の駅を活用してハイウェイオアシス化するという構想だと思うんですが、そちらの考え方では間違いありませんか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

ご賢察のとおりです。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 全国的に見ますと、近くでは壬生のハイウェイオアシスだったり、全国的に結構、進んでおりますし、また、過疎地域と言っちゃちょっとまずいんですけど、地方へ行きますと、高速にサービスエリアがなかったりした場合に、下道に誘導して道の駅のほうを活用させるというような、四国のほうに結構あるんですけども、そのような事例も多々ありますので、そちらのやはり先進の土地活用の事例も参考にして、今後の戦略的な展開を図っていければよろしいかと思います。

ただ、時間には制限もありますので、やはりスピード感を持って進めていっていた

だきたいと思います。今後のスケジュール、具体的なものというのであれば教えていただけますか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

まだスケジュールを立てるところまではいっておりません。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 続きまして、2月17日に成田市内で大変な火災が起きました。

成田高の周辺なんですけれども、多分、歴史に残るような大火災で、16棟もの全焼・損壊等の被害が出ました。火元の家や飛び火した家などは空き家が多くて、中には空き家の青シート、震災の時のシートを被せたままの空き家に引火して全焼したというところもありました。

近年、空き家等が適切に管理されず、建物の一部が敷地外に崩れ落ちたり、廃墟にコウモリが生息したり、生い茂った草木が隣地にはみ出したりするなどの生活環境を害する問題が増えております。ちなみになんですけれども、新型コロナウイルスの宿主もコウモリであるという可能性も言われております。

そのような中、以前、平成26年度に、国において空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定されております。市町村に対して、空き家等対策計画の策定及び空き家等対策協議会の設置が規定されております。

そこで質問なのですが、現在、先ほど2,932棟の家屋があるということでしたので、そのうちの空き家等を把握しておりますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） ただ今のご質問についてお答えいたします。

空き家の戸数ですけれども、戸数が全体で何戸あるかまでは今のところまだ把握してございません。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 把握していないとしても、苦情等が出ている案件等は現在ございますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） ただ今のご質問について、お答えいたします。

確かに年、数件ほど空き家に対する要望、苦情等はございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） どうしても多分、指導等に終わってしまうケースが多くて、やはり民地ですので、そんなに簡単に手を出せるものではないと思います。

そこで、他自治体には、条例等を制定して強制力を持たせている例もあります。当町でも、国の指針に従って計画を策定して、協議会を設置して、条例等を設置いたしまして、ある程度の強制力を持たせるのも必要なのかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） ただ今のご質問についてお答えいたします。

確かに議員がおっしゃいますように、平成26年に空き家等対策の推進に関する特別措置法が交付されております。空き家対策の基本的な考え方としまして、第一義的な管理責任は所有者にあるということになっています。

先ほどお話のありました、空き家があって火災が発生しているというような状況でございますが、先ほどの法律、空き家法と一般的に呼ばれているものですが、空き家法に関しまして、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対策が必要なことから、先ほどの空き家法ができてきたということになってございます。

この平成26年以前に、法律ができる以前に、各市町村で空き家条例というものを作成しまして、その対策を行っている市町村はございます。ちょっと調査は古いですが、平成26年時点で、千葉県内で16市町村が空き家条例というような形の条例を制定してございます。また、この法が施行されてから、町の中で対策計画を作っていくというようになってございますが、計画を策定している市町村に関しまして、千葉県内では昨年の3月31日現在で31市町村になってございます。

町のほうも今後、対策計画を策定したいと考えているんですけども、老朽危険空き家と呼ばれているものなんですけども、この空き家の大きな括りの中に、倒壊、著しく保安上の危険や、著しく衛生上有害な状態にある空き家を特定空家ということで区別しておりまして、その特定空家等に対する措置として、除却、修繕、伐採等の措置の助言または指導、勧告、命令等が可能となっております。更に、要件が明確化されました行政代執行というような方法がございます。いずれにしましても、行政代執行ということになりましても、町が取りあえず実施しますけれども、結局、所有者に対価を支払っていただくというような形のものになってございます。

ということで、町のほうも今後、策定に向けまして、まず策定するに当たりまして、

空き家のデータベース化をしなければなりません。先ほども何軒ありますかというご質問がございましたけれども、その件数等の把握、それからその所有者の意向等を調査するような形になってございます。そういう情報を把握してから、データベースを作成しまして、これを基に、空き家対策計画というものを策定するわけですが、空き家計画を策定しまして、空き家等対策協議会まで設置しなければ、その空き家の代執行までできないというような状況になってございます。その法定の協議会を設置済みしている市町村が、県内では25市町村ということになってございます。

今後、町のほうも協議会まで設置していくかどうかというのは、計画を策定しまして、その計画の中で、策定委員の中でまた協議会の設置の有無等を検討しまして、令和4年度中には計画を策定したいというふうな考えを持ってございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 県内でも既に協議会が25、計画では31ということですので、なるべく速やかに計画の策定及び協議会の設置をお願いしたいと思います。

続きまして、現在、我が町の高齢化率は増加の一途を辿っておりますが、計画の中には、令和7年には高齢化率が40%に達すると見込まれております。地域共生の考え方を基に、高齢者自身が役割や生きがいを持って住みなれた地域で暮らせるまちづくりを推進するものとして、第8期の神崎町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が策定されております。ちょうど先日、多分パブリックコメントが終了したと思うんですが、この計画の具体的な内容及び計画が進むべき目標等について教えてください。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今の高柳議員のご質問にお答えいたします。

お話のとおり、神崎町では令和3年度から令和5年度までの第8期とする高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定中でございます。

本計画は、高齢者が住みなれた地域で健康で自立した生活が送れるよう、「生涯安心の人にやさしい健康・福祉のまちづくり」を基本理念としてございます。それを具体的に実現するために、次の4つの基本目標を掲げております。1つ目としまして、高齢者の自立した生活への支援、2つ目としまして、健康増進と介護予防の推進、3つ目としまして、高齢者の社会参加と生きがいづくり、4つ目としまして、安心して暮らせる地域社会づくりというような目標でございます。

更に、重点的に取り組む事項として、1つとして、住みなれた地域で住み続けられる安心快適な地域づくり、2つとして、医療と介護の連携強化、3に認知症予防及び支援策の充実、4番目として、日常生活を支えるサービスの充実、5番目として高齢

者の社会参加の促進というような項目について、重点的に取り組むこととしてございます。

以上申し上げました基本目標、そして取組項目、こういったものにより、地域共生社会の実現を目指していくような内容となっております。また、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護サービス利用者、そして保険料の推計なども行っております。

パブリックコメントにつきましては、令和3年2月3日から2月15日までの間、募集期間としまして、神崎ふれあいプラザ、保健福祉課の窓口での閲覧、そして神崎町ホームページでの公表により、パブリックコメントを実施いたしました。残念ながら今回は募集期間内にご意見等はございませんでした。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 私も計画を見させていただいて、その中に、細かいところは何点かあるんですけども、今おっしゃられたように、重点事項の中に、2番目の医療と介護の連携強化、町内の医療関係者と介護福祉サービスを提供している事業所との連携を図りますとありまして、その中の節に、医療体制の充実、高齢者が地域で安心して生活できるよう、医師会や町内外の医療機関と連携し、休日・夜間を含めた地域医療救急医療体制の充実に努めます。かかりつけ医制度の普及、高齢者の日常的な検診や健康管理を行うかかりつけ医制度の普及を図りますというところがあるんですけども、昨今、神崎クリニックさんが撤退されたということで、町内の高齢者の方から、困っているんだというお話もお聞きします。

実際、新しくやられている方は、佐原の方でしたっけ、引き継いだと思うんですが、その営業内容を見ますと、医者不足により、ほとんど半分ぐらいしか営業できていないというような状況が今あります。

4月においてはほとんど、半分までいかないんじゃないかという予定表をちょっと見せられたんですけども、すぐにどうのこうのなるという話ではないと思います。椿議員も、以前から医療機関の誘致だというようなお話もされておりますが、やはりここに目標として、計画として充実等に努めるのであれば、何らかの指針と方法を探っていかなければいけないのかなと。

神崎クリニックさんが神崎に来た経緯というのは、多分、後藤町長の時だったと思うんですけども……、違いますか。その前ですか。その前だとして、町のほうで積極的に医療機関がないので受入れを探したという経緯も聞いておりますし、日赤が拡

張するときには、町から多分、お金を出したと思うんですね。

ここら辺の、町で医療機関を持つというのは、会計上これは全く無理な話なので、補助制度等を含めて、もう少し積極的に医療機関の誘致といいますか充実を図っていくしかないと思うんですけれども、こちらについて、お考えはいかがでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

今お話ありましたとおり、神崎クリニックさんにつきましては、経営母体が変わられたということで、今、佐原のほうの医療機関が経営母体になっているような状況です。まだ変わったばかりということで、今まで常勤でいらっしゃった先生方はほぼ退職なさって、今現在、常勤の医師がいないということで、非常勤のみで対応しているような状況だと伺っています。

今後、新たな経営母体の先生と話し合い等を進めながら、今後の神崎クリニックの経営方針を伺いながら、市内だけにとらわれず、広域的な香取市、成田市などの医療機関とも連携できるような形ができたらいいのかなと思っております。

まだ具体的な内容についてはこれから検討を始めるような段階ですので、細かいお話はできませんが、町としましても、医療、大変重要なものと認識してございますので、この辺も高齢者の方が特に心配のないような、安心のまちづくりのために対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 問題が大きい問題なので、すぐどうのこうのという問題ではないと思います。隣の成田市は、国際医療特区ということで、国際医療福祉大学が入ったり、医療機関もたくさんございますので、何かそこら辺の連携も模索できたらなども思うんですが。

続きまして、新型コロナウイルス対策なのですが、こちらにつきましては、他の議員も質問に上がっておりますので、私は、現時点で学校行事等を含めまして中止等、決まっている事業があったら教えていただきたいのですが。

お願いいたします。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） では、まちづくり関係で中止した事業ということで、お答えいたします。

まず、酒蔵まつりですね。続きましては、昨年でしたけれども、河川敷祭、それから、駅からハイキング、それから、商工会青年部にお願いしておりますハロウィン&

花火、こちらを中止しております。あと、道の駅のほうで実施しておりました発酵講座、ぷくぷく講座、こちらも一回も開催することができませんでした。

それで、事業主体ではありませんけれども、道の駅関係で、道の駅の創業祭、それから新春市、あと毎月のミニイベント、こちらは半分ほどしか開催できなかったというところで聞いてございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

学校行事については、3月ないしは4月に行われる行事をメインに説明させていただきたいと思っております。

各学校では、昨日ですか、3月10日に神崎中学校の卒業式があり、来週の3月19日には2校の小学校の卒業式を実施いたします。実施に当たっては、千葉県から通知が来ております、「新型コロナウイルス感染症に伴う卒業式の実施方法」という通知がございまして、これにはマスクの着用、あと室内の換気、あと参加される方の検温、それと体調不良者の方の不参加、あと会場に入るための手指消毒や3密回避などを行い、感染拡大の防止の措置を取るとともに、参加人数の制限といたしまして、卒業式については卒業生と保護者、在校生については一部の在校生という形で、ちょっと限定させていただいております。また、来賓の方につきましても、非常に限定された中での来賓という形を取らせていただいております。

その中で、卒業式の式典内容については、従来の内容を精選しながら、かつ式典全体の時間も短縮して実施したというところと、これからするというような形で考えております。

また、3月下旬になりますと、小学校・中学校に勤務されている先生方の人事異動の発表というのがございます。それに伴いまして、各校とも離任式というのをを行う予定になっております。離任式においては、1つの小学校では放送設備を活用して、子どもたちは各教室にいて、そこから放送されるアナウンスを聞きながら、その学校を離れる先生方のお話を聞くとか、または従来どおり広い場所でということで、体育館で行う場合については一定間隔を保ちながら、工夫しながら行うという形で行う予定になっております。

また、来月になりますと、4月には入学式が予定されております。卒業式と同様に、感染対策を行い、集団感染のリスクを防止しながら実施することとしております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 新型コロナウイルスの件につきましては分かりました。以上です。

続きまして、令和2年度もあと数日で終了いたしまして、出納閉鎖が終了の2か月後に差し迫っておりますが、多分、来年度もこのままでいきますと、国の何らか追加対策が予想されると思います。そうしますと、当町でも補正予算の編成等があると思うんですが、今年度の繰越し、つまり来年度の補正予算の財源となる繰越しの見込み等はいかがでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） まず、本年度の繰越しの前に、執行状況のほうはその繰越しに関連しますので、執行状況について申し上げたいと思います。

現在、本年度、多くの補正予算を組ませていただいたわけですが、新型コロナウイルスの影響によりまして、多くの事業が縮小または中止となってしまったということですが、主要事業に関しましては概ね進捗しておりまして、適正に執行されているということでございます。年度内には完了する見込みとなっております。

総務課関係で申し上げますと、ハード事業としまして、本年度、庁舎の非常用発電の整備をしているわけですが、現在のところ、通電まで確認が完了しておりまして、屋根の設置の部分と外構の一部を残して完了しているという状況でございます。また引き続き気を緩めずに、こちらの進捗管理のほうは年度末に向けてやってまいりたいと考えています。

なお、事業の縮小や中止などによりまして発生する執行残につきましては、過剰な繰越金とならないよう、今回の3月補正予算等において減額補正を行ったところでございます。

また、ご質問の年度内で完了の見込みが立たない事業ということで、本年度で申し上げますと、現在のところ7事業、9,100万円ほどの金額ですが、繰越明許費を設定していただいて、来年度、きっちり完了できるよう執行してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 通常、何もなければ、財政的には一般会計の5%ぐらいが繰越額が出るというのが通常のもので、5%ぐらいであれば1億ぐらいの繰越額が見込まれるんじゃないかと思います。それでまた来年度の補正等の対応をしていくし

かないのかなと思いますが、まだ数日ありますので、適正な執行に努めていただきたいと思います。

続きまして、一番最後なんですけど、令和3年度の当初予算なんですけど、やっぱり新型コロナウイルスの影響で、本当に止む無く中止や先送りせざるを得ないような事業はございましたでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） 新年度の予算の状況でございます。

ご質問のコロナの影響で見送るような事業はということなんですけど、当初予算の上では、新型コロナウイルスの影響による事業の見送りの減額については、見込んでございません。執行が可能であるということを前提に、予算組みをしております。

ただし、春先に実施を予定しておりました神崎発酵マラソンの事業なんですけど、その辺につきましては、中止が現段階で決定しております。ということで、新年度当初予算には、その次の年度、令和4年度の開催に向けた実行委員会の補助金のみが計上されているというような状況でございます。

いずれにしましても、予算に関しましては、状況に応じて補正予算を行いながら、無駄のないように、きちり適正に措置してまいりたいと考えております。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そうですね、まだどうなるか分からないので、予算上は持っておくしかないのかなとは確かに思います。

それで、すみません、当初予算の中で1点なんですけれども、先日、これは私ごとなんですけれども、東京にいる後輩から電話がかかってきまして、神崎町がテレビに出ているよと、農業すごいんだねと。多分、スマート農業のことを言っていたと思うんですけど、スマート農業の予算が、去年は補正含めて結構あったのですが、今年度はあまり見当たらないようなんですけど、こちらの状況はどうなっておりますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

I T、A Iを活用したスマート、賢い農業ということでございます。一昨年と昨年と、令和元年度と2年度、農事組合法人神崎東部で、実証事業ということで2年間にわたって取り組んでいただいたものがいろいろと注目を浴びまして、国内はもとより、国外からも視察に来るような大きな事業でございました。

それに比べて、今年の予算は約100万円しか確保していないというところがございます。その点につきましては、何しろ厳しい財政状況でございまして、取りあえず3

年度は、前年度と同額を確保する程度に留まってしまったということでございますけれども、大変好評でもあるということで、ご希望があれば補正予算で対応して、ローンの購入とかそういったものに対して補助をしてまいりたいとは考えてございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 分かりました。今のところ希望がないということなんですか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

現在のところは希望があるというところは聞いておりません。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 以上で私の一般質問は終わりにしたいと思います。

○議長（石橋 伸一君） 以上で、3番 高柳議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（石橋 伸一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。本日の会議はこれまでに留め、散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会といたします。

なお、次回は明日12日午後1時30分から会議を再開いたします。長時間ご苦労様でした。

（午後4時36分）